平成２８年（フ）第８８２号
東京都小平市小川町２丁目1326番地の７ウィステリアアベニュー201号
破産者　町山　容子（旧姓宮鍋）
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１０３号
東京都町田市南成瀬５丁目27番地３シャンプレンハイツ南成瀬Ⅱ２－１、開始決定時の住所東京都町田市金森東３丁目４番９号
破産者　宮本　俊光
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７号
最後の住所　岐阜県関市赤渕９番地２　レゾルム103、前住所岐阜市南本荘三条通３番地
破産者　亡村下信夫相続財産（開始決定時の表示村下信夫）
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３５号
岐阜市川部２丁目51番地
破産者　株式会社小野モータース
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０５３号
神戸市中央区元町通４丁目６―21　ジュネスビル５階５－１、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区港島中町２丁目２番地１、２号棟－１
破産者　株式会社えん
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１８号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1329―571、商業登記簿上の本店所在地群馬県北群馬郡吉岡町大字南下989番地の１
破産者　榛名茸産業株式会社
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４１１号
横浜市保土ケ谷区西谷町625番地の１
破産者　有限会社三和不動産
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
長野県上伊那郡南箕輪村9701番地７
破産者　有限会社せきけんちく
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２７５号
埼玉県加須市陽光台２丁目843番地108
破産者　古川　健司
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３５４号
大阪府東大阪市新町８番24号　グレースハイツナカタニ　212号
破産者　井出　光則
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３５号
堺市東区大美野３－２　ＳＮＴハウス502、住民票上の住所堺市東区西野536番地11
破産者　東野　和樹
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
徳島県名西郡神山町神領字中津86番地２、住民票上の住所神奈川県綾瀬市厚木基地内海上自衛隊　ＩＪ－ＡＳＳ
破産者　出渕　泰弘
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７号
秋田県横手市前郷二番町１番18号
破産者　加賀　太郎
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第５号
富山市横内16番地14
破産者　ＫＩＮＡＩ　ＤＥＮＫＩこと　喜内　弘之
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
福井市花堂北１丁目14番25号　プチ・フルール１－Ａ、開始時の住所福井市御幸４丁目14番20号　アシャール107
破産者　坪田　泰敏
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
福井県坂井市丸岡町新間第７号９番地
破産者　ＴＡＣ商建こと　髙井　慶治
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
徳島県美馬市脇町曽江名1054―２、住民票上の住所徳島県美馬市美馬町字境目110番地２
破産者　太内　一益
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部